

本土最南端のしあわせ創造プラン

南大隅町第2次総合振興計画



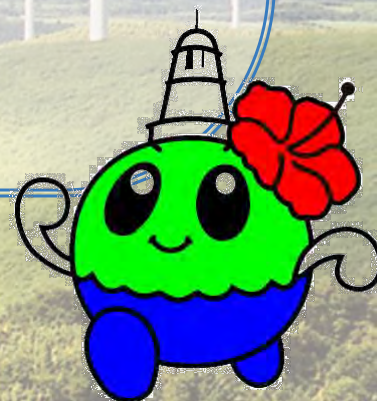


南大隅町民憲章

わが南大隅町は、南蛮貿易の古事来歴を誇り、大隅半島の最南端にある海・山・川の自然に恵まれた温暖な町です。

わたしたちは、この恵まれた自然と歴史・文化を活かし、活力に満ち、健康で、心豊かな生活と愛あふれる町を創造するために、ここに町民憲章を定め、こぞって、つぎのことに取り組んでいきます。

1. わたしたち南大隅町民は学び合い、お互いの資質を高めあうまちをつくります。
1. わたしたち南大隅町民は自然を活かした観光と産業に力を注ぎ、躍進するまちをつくります。
1. わたしたち南大隅町民は公德を重んじ、文化のかおり高い、美しいまちをつくります。
1. わたしたち南大隅町民はスポーツを愛し、心身をきたえ、明るいまちをつくります。
1. わたしたち南大隅町民は他者を敬い、連帯を深め、心の通い合う住みよいまちをつくります。



新たな始動、そして躍動へ！



－「南大隅町第2次総合振興計画」策定にあたって－

人口減少が社会問題となり、大きくクローズアップされる昨今、地方自治体の存続・消滅が課題になる、これまで想定したことのない時代が到来しております。

本町は、旧佐多町・旧根占町の合併からこの10年、まずは財政硬直化の時代からの脱却に奔走し、職員数の削減や補助事業の見直し、補助金の節減など、町民皆様へご無理を申し上げ、厳しい行政改革に取り組んでまいりました。その結果、皆様のご理解のもと、行政改革の成果が行政指標に着実に表れ、人口減少率は鈍化、財政運営も好転の方向に動いております。

このように2町合併が功を奏し、本町の明るい未来に向けた大きな礎が整備される中で、これからの町政運営においては、社会情勢を鑑みつつ、町民の目線に立ち、少子高齢化社会に即応した政策の転換、真の町民ニーズへの対応に努め、引き続き迅速な政策遂行が求められます。

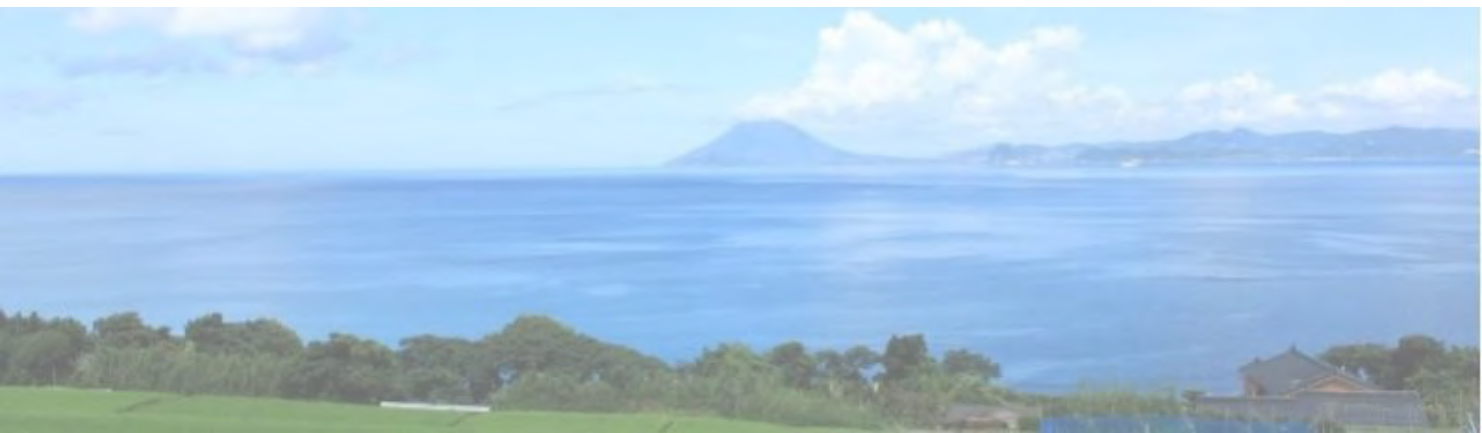
人口減少対策が喫緊の課題であるこれからの10年間は、国策においても地方創生「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく施策が進められます。本町においても遅れることなく、観光振興、産業創生、定住促進を実行するとともに、福祉施策先進町の名の下「子育て支援日本一」を目指し、「子や孫と一緒に暮らせるまち～人口減少に歯止めを～」の政策を完結させる所存であります。

今回策定しましたこの「南大隅町第2次総合振興計画」が、これから10年間の地域住民参加型の政策展開として、町民に確かに感謝される成果を生み出すよう、皆様のご理解を賜り、行政・議会・町民が一体となり取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査等を通じてご意見を賜りました皆様をはじめ、策定審議会委員、並びに町議会・関係各位に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

南大隅町長 森田俊彦



Contents 目次

I. 序論

009 【第1章】計画策定の趣旨と概要

- 010 1 計画策定の目的
- 011 2 計画の役割
- 011 3 計画の目標年次と構成
- 013 4 計画推進の基本方針



014 【第2章】時代の潮流と南大隅町の課題

- 015 1 南大隅町を取り巻く時代の潮流
- 019 2 南大隅町のまちづくりの課題



II. 基本構想

024 【第1章】まちづくりの目標

- 025 1 計画の目標について
- 025 2 まちづくりの基本理念
- 027 3 まちの将来像
- 028 4 まちづくりの将来指標（目標人口）



031 【第2章】施策の大綱

- 032 1 「施策の大綱」について
- 033 2 活力ある産業と交流のまちづくり
- 036 3 思いやりある健康・医療・福祉のまちづくり
- 038 4 誇りのもてる教育・文化のまちづくり
- 040 5 自然環境と共生する安全なまちづくり
- 042 6 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり



Ⅲ. 前期基本計画

第1部 総論

048 【第1章】前期基本計画のあらまし

- 049 1 前期基本計画について
- 050 2 前期基本計画の体系図



第2部 各論

054 【第1章】活力ある産業と交流のまちづくり

- 055 (第1節) 農業の振興
- 060 (第2節) 林業の振興
- 063 (第3節) 水産業の振興
- 066 (第4節) 商工業の振興
- 070 (第5節) 観光業の振興
- 075 (第6節) 起業・創業活動への支援



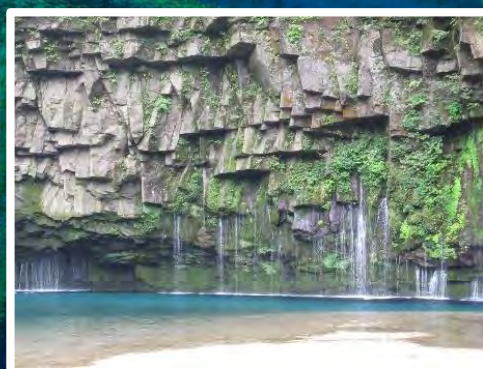
078 【第2章】思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

- 079 (第1節) 保健・医療の充実
- 084 (第2節) 子育て支援・児童福祉の充実
- 086 (第3節) 高齢者福祉の充実
- 090 (第4節) 障害者福祉の充実
- 092 (第5節) 地域福祉の充実



094 【第3章】誇りのもてる教育・文化のまちづくり

- 095 (第1節) 学校教育の充実
- 100 (第2節) 社会教育の充実
- 102 (第3節) 青少年の健全育成
- 104 (第4節) 歴史・文化の振興
- 106 (第5節) スポーツの振興



Contents 目次

109 【第4章】自然環境と共生する安全なまちづくり

110 (第1節) 環境の保全と循環型社会の形成

113 (第2節) 生活基盤の整備

117 (第3節) 道路・交通基盤の整備

119 (第4節) 消防・防災体制の充実

122 (第5節) 防犯・交通安全対策の推進



125 【第5章】効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

126 (第1節) 町民参加と協働の推進

128 (第2節) 地域コミュニティの充実

130 (第3節) 行財政改革の推進

134 (第4節) 男女共同参画社会の形成

136 (第5節) 広域連携の推進

IV. 重点戦略

140 【第1章】重点戦略の考え方

141 Ⅰ 重点戦略の考え方

143 【第2章】重点戦略の取組

144 Ⅰ 南大隅町で暮らすプロジェクト

146 Ⅱ 南大隅町で働くプロジェクト

148 Ⅲ 南大隅町でもてなすプロジェクト

150 Ⅳ 南大隅町で癒すプロジェクト



資料編





I. 序 論

第1章 計画策定の趣旨と概要
第2章 時代の潮流と南大隅町の課題

第1章 計画策定の趣旨と概要

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の役割
- 3 計画の目標年次と構成
- 4 計画推進の基本方針

1

計画策定の目的

総合振興計画は、より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための町政の基本方針としての役割と性格を持つものであり、町の最上位計画と位置づけられます。

総合振興計画の内容は、まちづくりのビジョンを示す「基本構想」と、基本構想で示されたビジョンを実現するための施策を定めた「基本計画」があります。そして、基本計画の施策を実現するための年次別及び部門別の事業計画である「実施計画」があります。

本町では、平成17年度を初年度、平成26年度を目標年度とする「南大隅町総合振興計画基本構想」を策定し、前期基本計画（平成17年度から平成21年度）及び後期基本計画（平成22年度から平成26年度）により、その目標達成に向けて諸施策を総合的に推進してきました。

この総合振興計画の取組状況を踏まえ、社会経済情勢のめまぐるしい変化や一層加速する少子高齢化に対応しながら、地域の特性や資源を活かし、創意と工夫で町民一人ひとりが真の豊かさを実感できる地域展望と戦略が求められています。

町民と行政が協働して、どのような考えで地域経営を行い、どのような手段で政策を立て、その財源や資源をどうするのか、確かな行財政改革と施策の厳選を行う中で町民主体のまちづくりを進める指針として、新しい総合振興計画を策定するものです。

また、本計画に基づき、毎年計画と実績に差異がないかを確認しながら、実施計画を策定していきます。

2

計画の役割

本計画は、本町の今後10年間の進むべき方向と主要施策及び重点施策を明らかにするもので、その役割は次のとおりです。

- ①町民にとっては、まちづくりに参画する道しるべとなり、まちづくりに対する共通の努力目標となります。
- ②行政にとっては、町の将来像を実現するためのまちづくりの基本方針を明確にし、これからの施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。
- ③国や県などの広域的な行政の推進に対しては、町の立場と役割を明らかにし、それぞれの事業の調整や連携の指針となるものです。

3

計画の目標年次と構成

本計画は、2024（平成36）年度を目標年次とし、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間を計画期間とします。

また、計画は基本構想、基本計画の2部門から構成されます。基本計画に基づく実施計画は、過疎地域自立促進計画として整理します。

基本構想

南大隅町の基本理念と町の将来像を定め、その実現のための基本方針を明らかにするとともに施策の大綱を示しています。

構想の期間は、2015（平成27）年度から2024年（平成36）年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に定めた将来像と施策の大綱に基づき、重点的に実施する施策を明示し、分野別の施策の体系を明らかにするものです。

2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までを前期、2020（平成32）年度から2024（平成36）年度までを後期とし、社会情勢の変化に対応して施策の見直しを行います。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策の方向に添って具体的な施策や事業を定めるものであり、各年度の予算編成の指針とするものです。

過疎地域自立促進計画として策定し、計画期間は5年間、行政評価を行いながら毎年度、目標の達成率の検証や見直しを行います。

【総合計画の構成図】



4

計画推進の基本方針

計画推進にあたっては、計画の課題や重要性に鑑み、次のことを基本的な方針とします。

①施策・事業の選択と集中

限られた予算の中で、目標を達成するため、施策・事業については、並列的に実施するのではなく、その優先度や効果等を勘案しながら、選択化・集中化していきます。

②住民自治と民営化の推進

町民の創意と工夫による地域課題の解決と地域活性化のため、住民自治を積極的に進めていきます。また、歳出削減と民間の事業機会拡大による産業振興を図るため、民間でできる事業については委託・委譲等の民営化を進めます。

③進行管理

本計画に掲げられた政策や事業などの行政活動については、その必要性や効率性、成果などについて評価し、効率的な予算編成と総合振興計画の進行管理及び行政の透明性の向上を図るために、できる限りわかりやすい指標を用いた行政評価システムを構築し実施します。



第2章 時代の潮流と南大隅町の課題

- 1 南大隅町を取り巻く時代の潮流
- 2 南大隅町のまちづくりの課題

本町を取り巻く社会・経済情勢はめまぐるしく変化しており、町民が安心して暮らし、魅力的で豊かな地域づくりを実現するためには、しっかりとした羅針盤と町民合意の上に形成された戦略を備えた自治体経営が求められています。

そこで、新しいまちづくり計画を策定するにあたって、踏まえるべき時代の潮流と、本町として取るべき対応方向・発展課題を次のようにまとめます。

①地方分権と住民自治の時代

地方財政を取り巻く環境は、地域間格差によって深刻化する地方の不況や、国・地方を通じた財政逼迫の状況などにより、大変厳しいものとなっています。

一方、日常生活圏の拡大や高度情報化の進展などに伴い、行政に対する町民ニーズは、高度化かつ多様化しています。

このような中で、町民側においても、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という気運が芽生えつつあり、特色ある地域づくりや地域課題解決にむけた取組も展開されています。「地方にできることは地方に」という国の改革が推進される中で、これからの自治体運営は、行政と町民が協働する中で知恵を出し、自らの進むべき方向は自らが決定しながら具体的な施策を展開していくことが一層求められています。

本町のまちづくりにおいても、限られた財源のもとで町民の参画と協働により、本来の意味での地域経営を推進していかなければなりません。

②安全・安心志向の高まり

近年、輸入食品の安全性の問題や地震、集中豪雨による度重なる自然災害が発生するなど、住民生活の安全・安心を脅かす要因が増加しています。

特に災害等に対しては、被害を最小限に抑えるためには、治山・治水対策の基盤整備をはじめ、消防・救急を含めた総合的な危機管理体制を充実させていくことが重要であるとともに、町民による支え合い、助け合いの仕組みづくりが大切となります。

本町は、自然災害が発生しやすい条件下にあることから、立地条件などに基づく科学的な対策と社会的な災害誘因を含めた総合的な見地から、町民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関、事業者及び町民が一体となって備えることが不可欠であり、とりわけ、人的被害を未然に防ぐ予防対策と被害の発生を最小限にとどめる減災対策を重点的に推進する必要があります。

このため、本町においては、生命の安全確保を最優先に考え、台風対策及びそれを補完する人づくり・地域づくり対策などのソフト事業を優先しながら、防災情報ネットワークの整備や建築物の耐震化対策などの効果的なハード事業を推進し、減災に向けた施策の充実を図っていく必要があります。

③ 少子・高齢化の進行

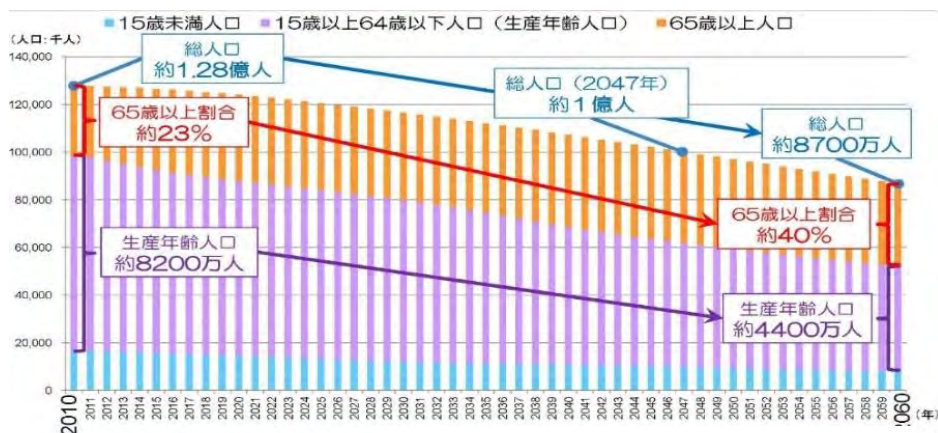
日本の総人口は、2005（平成17）年には減少に転じ、2011（平成23）年から人口が継続して減少する“人口減少社会”が始まりました。未婚者の増加や晩婚化が進む中、全国的に少子化が進行しており、加えて、生活環境の向上や医療の進歩などに伴って平均寿命が伸びることで、世界的にも例を見ない速さで高齢社会が進行しています。こうした傾向は、生産年齢人口の減少による経済への影響をもたらし、高齢化に伴う社会保障の負担の増大なども懸念されています。

本町の人口は 8,815人（平成22年国勢調査）で、10年前の2000（平成12）年と比較して 1,926人（17.9%）の減少となっており、その中でも年少人口（0～14歳）は 501人（36.5%）の大幅な減少となっています。その後も人口は長期に渡って減少が続いており、約10年後の2025（平成37）年に6,110人と推計されます。

一方、65歳以上の高齢者は121人（3.1%）の減少と、他の年代より減少割合が低くなっています。高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は43.3%であり、鹿児島県平均（26.5%）を16.8ポイント上回っています。約10年後の2025（平成37）年には50.9%と総人口の半数を超え、特に75歳以上の人口割合は、2010（平成22）年の27.9%から、2025（平成37）年には31.1%と大幅に上昇し、約3人に1人は75歳以上という社会になることが予想されます。

このような状況が今後とも続くと、高齢化率が50%を超えた、いわゆる「限界集落」が大幅に増え、今後、生活道路の管理や冠婚葬祭など、集落共同体としての機能維持が困難になる可能性が高くなることが懸念されます。

【日本の人口推移】



※出典：国立社会保障・人口問題研究所統計資料²²

④環境意識の高まり

猛暑、台風や洪水などの異常気象が世界各地で多発し、地球環境問題への関心は急速に高まっています。

また、本県では、九州電力の川内原子力発電所の再稼働問題で、県民の環境・エネルギーに対する関心がより一層高まっています。

加えて、水質・大気汚染、生態系の破壊、廃棄物問題や酸性雨、地球温暖化問題など環境問題は、多岐にわたっており、それぞれ複雑に関連しあい、自然環境や生活環境に深刻な影響を与えている状況です。

そのため、自然と共生を図るという考え方や環境・エネルギー技術の中核とした経済成長が国際的な共通課題として認識されている中、自然の恵みを活かした地域づくりが注目されています。

これらの環境問題を解決するためには、町民一人ひとりが自然環境に優しいライフスタイルへと見直し、行動するとともに、町民・事業者・行政が一体となって、資源循環型社会の構築に向けた取組や自然エネルギーの活用などを進め、持続可能なまちづくりを目指す必要があります。



⑤経済・産業構造の変化

社会経済のグローバル化や情報通信技術の高度化が急速に進み、人・モノ・情報等の交流が活発化し、経済・産業構造を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、人口の減少や少子高齢化は、高度経済成長期のような市場が拡大し続ける時代が終わったことを意味し、低成長下の経済にあっても、安定的な発展を目指す経済活動が求められています。

経済成長は、従来の規模的な成長のみを意味するものではなく、生産性向上を目指した取組が重要になり、付加価値の高い産業への転換などが求められています。

さらに、地域経済の成長と地域での雇用の確保のために、意欲ある中小企業を活力あるものとし、地域の魅力を活かした農林水産業の展開や観光産業の創出が求められています。

あわせて、活力ある地域経済の確立を目指すためには、農・商・工の連携や産・学・官の連携など垣根を取り除いた取組によって、技術革新や地域資源を活かした産業を創造していくことが求められています。

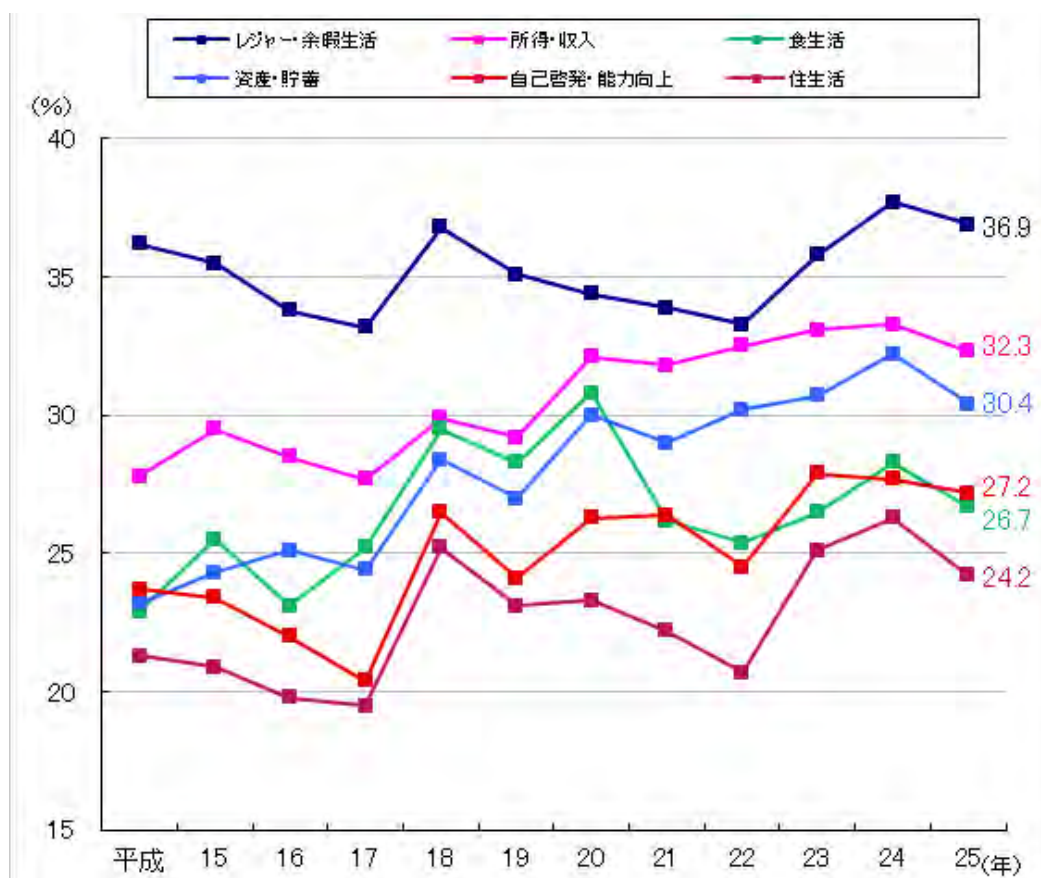
⑥成熟化社会への移行と地域個性の確立

社会経済のグローバル化とともに高度情報化が進み、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるユビキタスネットワーク社会が推進される中で、時代は着実に成熟化社会へと移行しています。

このような中、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへと変化しており、ゆとりやうるおい、美しさや快適さ、個性や感性、安全性や安らぎなどの、より質の高い生活を重視する傾向にあります。

このため、本町においても生活環境や基盤の整備にあたっては、生活の質的向上を重視した取組を進めていくとともに、恵まれた自然環境や安全・安心で新鮮な食べ物が豊富というプラス面の地域個性を磨きつつ、伝統分野や歴史、スポーツやレクリエーションなどで交流を深め、あらゆる方面で自己実現の場や機会を増やしていくことが必要です。

【国民が今後の生活で重視したいもの】



※出典：内閣府「国民生活に関する世論調査」

2

南大隅町のまちづくりの課題

時代の潮流や町民のニーズと期待などを踏まえて、まちづくりに向けた主要課題を次のとおり整理しました。

①人口減少への対応

本町の人口は、近年ほぼ一貫して減少しており、平成22年の人口は8,815人となっています。

人口の減少は、消費市場の縮小や労働力不足など、需給両面において地域の活力を衰退させる大きな要因となることから、地域の活力を維持するために、人口流出に歯止めをかけ、定住を促していくとともに、子どもを産み育てる環境を充実していくことが必要となります。

②既存産業の相乗効果による付加価値の向上

本町の基幹産業は、農林水産業であり、耕種農業、畜産農業、海面養殖業などを中心に、佐多岬等の観光資源を活かした観光産業で栄えてきました。

しかし、近年、このような基幹産業の低迷もあって、若い世代の町外への流出が続いており、この抑制に向けた取組が求められています。

そのためには、農林水産業や観光産業のさらなる振興・育成を図るとともに、地域資源を活用した農商工連携・6次産業化による新たな地域ブランドの開発など、各産業の連携により相乗効果を高め、産業全体で付加価値を向上させることが必要となります。

③観光振興による経済波及効果の増大

本町の観光資源は、本土最南端という地理的な条件や佐多岬をはじめとする海と緑の美しい自然であり、町民と行政、民間が連携しながら、長期にわたり維持・発展させてきました。

また、佐多岬のリニューアルオープンを控えていることから、新たな観光振興に向けた契機として捉え、観光プログラムや他の観光資源の開発、ホスピタリティ（※）の醸成などに力を入れておくことが必要です。

今後は、観光客入込数の維持・拡大に向けた体制の充実が求められるとともに、それらがもたらす経済効果を農業や漁業などの地場産業を中心に、町全体の産業に波及させる視点が重要となります。

※ホスピタリティ…心のこもったもてなし。歓待の精神。

④子どもを安心して産み育てられる環境づくり

少子化の進行は、本町の将来を展望すると、地域活力の維持において、深刻な問題といえます。

これからのまちづくりは、子どもを安心して生み育てることのできるよう、子育て支援の充実を図るとともに、子どもを地域全体で育てるといった町民の理解や支援活動などが必要となります。

⑤健康長寿社会の実現

医療技術の進展によって、平均寿命は延び続けておりますが、健康上の問題がなく日常生活を普通に送れる状態である健康寿命を延伸することが重要であり、寝たきりや認知症予防、生活習慣病対策、心の健康づくり対策などが求められています。

町民一人ひとりがライフステージに応じ、生き生きと暮らしていけるよう、今後も、保健・医療体制の充実に加え、健康的な生活の実践とそれを支援する体制の充実が求められます。

⑥快適で安全に暮らせる生活環境づくり

町民が快適で安全に暮らせるまちをつくるためには、住宅環境の整備や生活基盤の充足に加え、災害に強く、交通事故や犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組むことが必要です。

このため、道路基盤や消防施設の整備及び公共交通機関の利便性向上のほか、防犯への取組など、町民と行政の連携がますます重要となります。

⑦自然環境の保全と活用

本町には、美しい海や砂浜、佐多岬などの景勝地のほか、澄んだ空気に包まれた豊かな緑もあり、これらは、多くの観光客を引き付ける貴重な地域資源となっています。

このような豊かな自然環境を次代に引き継いでいくためには、継続的な保全活動に加えて、自然環境と居住環境との調和を図るなど、自然との共生が重要となります。

このため、計画的な土地利用の推進とともに、環境負荷の軽減に向けて、町民・事業者・行政がそれぞれ高い関心と意識を持って行動することが必要となります。

